

チャレンジ企業支援資金

設備資金の利子を補給(最長 10 年間)します。

〈利子補給率〉

○次のいずれかに該当する方：1.0%(注 1)

【ひめボス基本認証者、パートナーシップ構築宣言公表者、
(直近の確定申告における) 賃上げ促進税制適用者】

○その他の方：0.5%(注 2)

県では、高度又は新規性のある技術・ノウハウを生かした事業展開により、創造・育成を図る研究開発事業者等の支援のため設備資金に利子補給を行います。

融資対象者	県内に事業所を有し、信用保証協会の定める対象業種に属する事業を営む中小企業者、組合のうち、下記のいずれかに該当される方。 ①地域未来投資促進法、中小企業等経営強化法等に基づき認定又は承認を受けた計画に従って事業を行う方 ②海外投資関係保証を利用して、海外展開を図る方 ③商店街の空き店舗を活用して事業を行う方として地方局長の認定を受けた方 ④県の試験研究機関との共同開発など技術支援を受けた技術・製品の実用化に向けた事業を行う方で、試験研究機関から推薦を受けた方 ⑤えひめ産業振興財団が実施するえひめ中小企業応援ファンドによる助成金又は農商工ビジネス商品開発事業費補助金の交付を受けて事業を拡大する方でえひめ産業振興財団から確認を受けた方 ⑥高度又は先駆的な技術等を生かし、創造・育成を図る事業を行う者としてえひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会から確認を受けた方（例：「リーディングチャレンジ企業」として県の認定を受けた方） ⑦ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、中小企業成長加速化補助金、中小企業新事業進出補助金の採択を受けた事業計画に従って事業を行う方	
資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	5,000万円	1億円
融資期間	7年以内（据置1年以内） ①の場合5年以内（据置6か月以内）	10年以内（据置1年以内） ①の場合7年以内（据置1年以内）
融資利率	1.80%	0.80%(注 1)、1.30%(注 2)【利子補給後】
保証料率	0.35~1.72%（割引有） 経営状況を踏まえた9区分	
担保・保証人	必要に応じて徴求	
申請書類	会社の定款、概要及び経歴、直近の決算書、必要に応じて許認可証等、融資対象の確認要件が分かる書類（事業計画書、資金計画書等）、導入予定設備のカタログ・見積書（設備資金のみ）、設備設置個所付近の見取り図（設備資金のみ）、その他必要と認められる書類	
申込み先	伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行	

チャレンジ企業支援資金の設備資金の融資実績が **10億円**に達した時点で、令和8年度の利子補給は終了となります。

(令和8年4月1日現在)

【 設備資金利子補給の流れ 】

金融機関あるいは信用保証協会に必要な書類を添付して融資の申込みをしてください。

融資対象

- ①認定証又は承認通知書の写し
- ②海外投資関係保証の申請に必要な書類
- ③地方局長の融資対象認定書
- ④県の試験研究機関の推薦書
- ⑤⑥えひめ産業振興財団又は愛媛県中小企業団体中央会の確認書
- ⑦補助金等の交付決定通知書の写し又は同類の書類



金融機関と信用保証協会の審査が通れば融資実行されます。



設備導入後、写真と領収書を金融機関へ提出してください。



金融機関から県へ写真と領収書の写しが提出されます。

融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳細は県経営支援課（089-912-2481）又はお近くの取扱い金融機関、県信用保証協会（089-931-2119）にお問い合わせください。

中小企業者向け融資制度については県ホームページでも情報提供しています。

<https://www.pref.ehime.jp/site/madoguchi/59788.html>

